

ソルベンシー・マージン基準の 見直しについて

2006年12月4日(月) 金融庁検討会
格付投資情報センター(R&I)
格付本部チーフアナリスト
植村 信保

(今回の発表内容は植村個人の意見であり、会社の見解ではありません)



本日の発表内容

- 現状の健全性規制の枠組みについて
- 外部から見た保険会社のリスク管理の現状
- 見直しの方向性
 - 基本的な方針
 - 当面の対応



1. 現状の健全性規制の枠組みについて

- 標準責任準備金制度
 - 標準発生率、標準利率
 - 純保険料式責任準備金
 - 保険計理人による責任準備金の意見書(将来収支分析)
- 早期是正措置
 - ソルベンシー・マージン比率(200%がトリガー)
 - 実質資産負債差額 cf. ガイドライン基準
- 特に緊急性を要するリスクへの対応
 - 変額年金等の最低保証リスク対応
 - 自然災害リスク対応
 - 第三分野の保険リスク対応 など



1. 現状の健全性規制の枠組みについて

- 通常予測されるリスク＝責任準備金で対応
通常の予測を超えるリスク＝ソルベンシー・マージンで対応
 - 本来はセットで検討すべきもの
 - 標準V対象外契約の責任準備金はどうなっているのか
 - 現行の将来収支分析で責任準備金の十分性が確保できるのか
 - 大手グループの海外進出、制度共済への対応
 - 経営危機を防ぐには、トップが適切な経営判断を行えるような環境や、不適切な経営を防ぐ仕組みの整備促進も必要
- 実質資産負債差額
 - 過去にはソルベンシー・マージン比率よりも注目された
 - ALMの阻害要因にも
 - そもそも介入基準が二つも必要なのか

1. 現状の健全性規制の枠組みについて

総資産の推移

単位: 億円、%

	日産生命		全社合計	
		前年比		前年比
1985年度	3,680	19.1%	538,706	17.8%
1986年度	4,441	20.7%	653,172	21.2%
1987年度	6,964	56.8%	792,684	21.4%
1988年度	13,230	90.0%	970,828	22.5%
1989年度	16,270	23.0%	1,173,439	20.9%
1990年度	18,555	14.0%	1,316,188	12.2%
1991年度	19,443	4.8%	1,432,341	8.8%
1992年度	20,285	4.3%	1,560,111	8.9%
1993年度	21,029	3.7%	1,691,221	8.4%
1994年度	21,461	2.1%	1,779,655	5.2%

(出所) インシュアランス生命保険統計号

三利源損益の推移

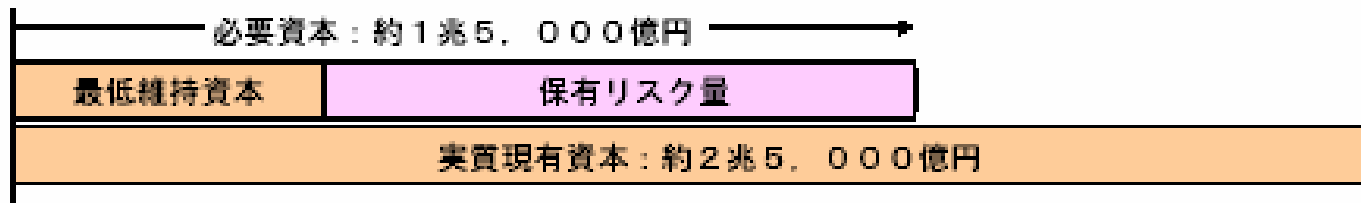
単位: 億円

	88/3	89/3	90/3	91/3	92/3	93/3	94/3	95/3
費差益	-38	22	22	-9	-27	15	13	37
死差益	104	154	183	205	207	208	230	242
利差益	80	78	100	101	32	-16	-241	-280
合計	146	254	305	296	212	208	3	-2

(出所) 情報公開請求で入手した検査報告書より作成

2. 外部から見た保険会社のリスク管理の現状

- 大手損保では内部モデルの活用が一般的
 - 損保ジャパンの例 (資料)2005年度決算説明会資料



- モデルは各リスクの積み上げ(分散効果を考慮)、DFAモデルなど会社により様々
- 巨大災害リスクについては、リスク評価会社のモデルがいれば「共通言語」になっている
 - cf. 再保険取引
- ソルベンシー・マージン比率については、200%を大きく上回っていることもあり、経営上ほとんど意識されていない



2. 外部から見た保険会社のリスク管理の現状

- 生命保険会社の動向
 - 一部ではサープラス(時価資本)をターゲットにした収益・リスクの管理を実施
 - 負債をどう評価するかがポイントとなる(業界標準的なものは存在しない)
 - 保険会計や健全性規制とのミスマッチ
 - 他方、主要生保の多くはソルベンシー・マージン比率や実質資産負債差額を経営指標として強く意識してきた
 - 会計ベースのリスク管理
 - 結果として資産・負債の金利リスクを過小評価
 - それ以前に、オンバランス自己資本の絶対額増加を経営目標としている会社が目立つ
 - 他方、EVの公表など現行会計の欠点を補おうという動きも



3. 見直しの方向性

- 基本的な方針
 - 中期的な見直しの方向性をにらみつつ、当面の対応を実施
＝ 中期的な方向性を意識した見直し

- 中期的な方向性
 - リスクベースの制度の精緻化、包括化
 - 保険債務の「適正な」評価
 - 会計上の資本ではなく経済価値ベースの資本をターゲット
 - 欧州ばかりでなく、米国でも大手保険グループが経済価値ベースの資本を重視するようになりつつある
 - 格付け会社も経済価値ベースの評価を志向



3. 見直しの方向性

- 当面の対応
 - ①基準の考え方の明確化
 - ②基準の厳格化と整理
 - ③中期的な方向性に沿った見直し

- ソルベンシー・マージン(=分子)の見直し
 - 「その他有価証券の評価差額」の算入額を減らす
 - 清算基準なのか、継続基準なのか
 - 繰延税金資産／解約返戻金相当額超過部分
 - 劣後債務の算入基準の見直し
 - 将来利益の算入を止める など



3. 見直しの方向性

- 主なリスク項目の見直し
 - 予定利率リスク
 - 例えば資産・負債それぞれの金利リスクの差額を計算し、このうち一部をリスク量とする(=負債評価の動機付けに)
 - 資産運用リスク
 - 株式などリスク係数の見直し
 - 集中リスクへの対応
 - ヘッジ取引による問題 など
 - 巨大災害リスク
 - 「風水災」「地震」をともに反映するように
 - ハイレイヤーの再保険カバーの問題

- 実質資産負債差額の廃止



3. 見直しの方向性

- 将来収支分析(1号分析)の見直し
 - = 保険債務の「適正な評価」に向けた取り組みという位置付け
 - 今回のソルベンシー・マージン比率見直しとセットで実施
- 現行制度では分析期間が5年と短く、少なくとも10年を超える期間とする
- クローズドモデルを採用
- ALM対応の円金利資産を除き、資産はすべてニューマネーとして分析し、運用面の恣意性を排除する
- 「責任準備金を積み増さなくてもいい」という例外措置は、できるだけ認めない
- 追加責任準備金とソルベンシー・マージンの関係を明確化